「	7　環境性能割交付金	
	1　環境性能割交付金	に

改め、同表の備考2中

「	7　自動車取得税交付金	
	1　自動車取得税交付金	
	1　自動車取得税交付金 2　旧法による自動車取得税交付金	を

「	7　環境性能割交付金	
	1　環境性能割交付金	に、

「	9　自動車取得税交付金	
	1　自動車取得税交付金	
	1　自動車取得税交付金 2　旧法による自動車取得税交付金	を

「	9　環境性能割交付金	
	1　環境性能割交付金	に

改める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳出の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「	9　自動車取得税交付金	
	1　自動車取得税交付金 2　旧法による自動車取得税交付金	を

「	9　環境性能割交付金	
	1　環境性能割交付金	に改める。

別記歳入予算に係る節の区分の表款の区分の欄中「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に改める。

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第三条　地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（自家用の乗用車の台数の算定）

第六条の二　法第二条第七項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　公布の日

二　第一条中地方税法施行規則第二条に四項を加える改正規定、同令第二条の二第二項及び第四項並びに第二条の三の二から第二条の三の七までの改正規定並びに同令第三号様式別表裏面、第五号の四様式、第五号の五の二様式及び第五十五号の七様式備考の改正規定並びに次条の規定並びに附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十五条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第三百十七条の二第五項及び第六項」を「第三百十七条の二第五項から第七項まで」に改める部分に限る。）及び同表地方税法施行規則の項の改正規定（「第三条の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三条の三の三第二項及び第四項」を、「第五条の二の二第一項及び第三項」の下に「、第十条の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）　平成三十二年一月一日

三　第一条中地方税法施行規則第一条の二の改正規定、同令第一条の九の五を同令第一条の九の七とし、同令第一条の九の四を同令第一条の九の六とし、同令第一条の九の三の次に二条を加える改正規定、同令第三条の三の二の次に一条を加える改正規定、同令第三条の四第二項第二号、第三条の四の二第一項第四号及び第三条の四の三第二項第二号の改正規定、同令第四条の六の次に一条を加える改正規定、同令第五条の二第二項第二号の改正規定、同条を同令第五条の四第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の三とし、同令第五条の次に二条を加える改正規定、同令第五条の四第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の十一を削り、同令第十条の二の十を同令第十条の二の十一とする改正規定、同令第十条の二の九第二項第二号の改正規定、同条を同令第十条の二の十とする改正規定並びに同令第十条の二の七の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二の二を同令附則第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第三条の二の七第二項第三号ロの改正規定並びに附則第五条の規定及び附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十項及び第四十一項」を「第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項」に改め、「第七十二条の三十一」の下に「、第七十二条の三十二の二第一項、第二項及び第八項」を加え、「及び第三十七項（」を「、第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項（」に改め、「第三十七項については第七百三十四条第三項において」の下に「、第三百二十一条の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項については第一条第二項において」を加える部分に限る。）に限る。）　平成三十二年四月一日

四　第一条中地方税法施行規則第十条の二の三第二項第二号の改正規定　平成三十四年一月一日

五　第三条の規定　平成四十六年四月一日

六　第一条中地方税法施行規則附則第六条第七十七項の改正規定　農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第五十五号の七様式の適用については、平成三十二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同様式備考中「特例控除対象寄附金の額」とあるのは、「特例控除対象寄附金の額及び同条第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）の額」とする。

（事業税に関する経過措置）

第三条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。附則第七条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第五項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、毎年度、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第一項の規定により調製された市町村の決算に係る市町村民税の法人税割額のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内。以下この条において同じ。）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額及び同項の規定により調製された都の決算に係る都民税の法人税割額（地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額をいう。）のうち標準税率をもって算定された額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額とする。